



今回は、介護保険の制度改正に伴う介護保険料の変更点についてお知らせしましたが、今回はどのようにして介護保険料が決められるのか、すこし紹介します。

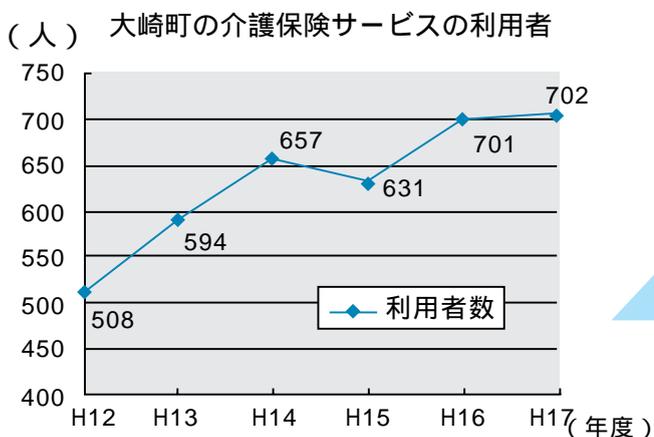


## 新しい事業計画を策定しています

介護保険法では、市区町村ごとにどのようなサービスをどれくらい整備するか、また保険料はいくらに設定するかなどを盛り込んだ『介護保険事業計画』を、3年ごとに策定することになっています。わたしたちのまちでも、第3期（平成18～20年度）の事業計画策定の最終段階に入っているところです。

## 平成18年度からの保険料の見直し

介護保険制度が健全に運営されていくために、『介護保険事業計画』の中で見込まれた介護保険サービス利用額などを考慮して3年ごとに保険料の基準額を設定します。そしてその基準額をもとにした個人の保険料は、毎年の世帯の課税状況や本人の所得に応じて6段階のいずれかに決まります。



左のグラフからもわかるように、介護保険サービスの利用者数は右肩上がりの傾向にあります。また、介護保険サービスの利用者が増えるにしたがって、その費用も年々増加しているのが現状です。第一号被保険者（65歳以上の人）の保険料は、その総費用をもとに決められるため、介護保険サービスの利用者数と、保険料は身近な関係になっています。

## 元気な高齢者を増やします

今回の制度改正の特徴は、『介護予防』『自立支援』の強化です。介護予防とは、できるかぎり介護の必要な状態にならないようにする、たとえ介護が必要な状態になっても、それ以上悪化しないようにする取り組みです。介護予防をすすめていくことによって、制度本来の主旨である自立支援を実現し、結果的に介護保険サービスにかかる費用の抑制をめざします。



【問い合わせ先】 大崎町役場 福祉課 介護保険係 TEL 476 - 1111 (内線 131)